

重要事項説明書

((介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

あなたに対するサービス提供にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. 法人

法人の名称	合同会社 総合介護サービス
所在地	倉敷市茶屋町早沖 1575-16
法人種別	合同会社
代表者	大村 竜次
電話番号	086-420-2234

2. 事業所

名称	さくらそう玉島
所在地	倉敷市玉島勇崎 6-8
事業所番号	3390201600
管理者	岡本 美華
電話番号	086-523-6166
FAX 番号	086-523-6188

3. 事業の目的

入居して共同生活を営む認知症要介護高齢者に対し、家庭的な環境の中で生活援助員による生活指導及び必要な援助を行います。

4. 施設運営の方針

私達スタッフ一同は、お客様に愛され、信頼され、楽しく笑顔で暮らせる三昧無碍のお手伝いを提供致します。

5. 施設の概要

敷地		1,235.17 m ²
建物	構造	鉄骨造 2 階建
	延床面積	668.04 m ²
	利用定員	18 名

6. 職員の職種及び員数並びに職務内容

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 管理者 | 1 名 (常勤) |
| (2) 計画作成担当者 (介護支援専門員) | 2 名 |
| (3) 介護従事者 | 12 名以上 (常勤・非常勤) |

7. 介護職員の勤務体制

- (1) 7:30～16:00
- (2) 8:30～17:00
- (3) 10:00～18:30
- (4) 16:30～9:00

8. 生活介護の内容

- (1) 住居及び食事の提供を行い、利用者に対して食事、入浴及び維持の援助を行います。
(食事時間) 朝食 7:00～8:00
昼食 12:00～13:00
夕食 18:00～19:00
(入浴) 10:00～16:00
- (2) 日常生活を通じた生活介護を行う観点から、施設での食事は利用者と職員が共同で調理して行うように努めます。
- (3) 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、病状に応じて、医療機関への受診を行うなど適切な対応を行います。
- (4) 利用者に対して、金銭管理の指導、健康管理の助言などを必要に応じて生活指導を行うとともに、緊急時の対応も行います。
- (5) グループホームの特性を生かした個別援助計画を作成し、利用者が安心して生活を送れるよう援助を行います。
- (6) 洗濯は施設で行いますが、特別な衣類についてはクリーニング等をご利用ください。
- (7) 利用者の都度の状況に応じて、援助を行います。

9. 利用料等その他の諸費用

- (1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働省が定める基準によるものとし、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とします。(介護保険負担割合証による)
- (2) 利用料金(介護保険の一部負担金)生活保護受給者の場合は必要ありません

※下記の表は1割負担の場合

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日749円	1日753円	1日788円	1日812円	1日828円	1日845円

医療連携体制加算(I) ハ 37単位 円/日

初期加算 30日 (30日を超える入院後に再び入居した場合にも算定) 30単位 円/日

介護職員等処遇改善加算(II) 月 178/1000

若年性認知症利用者受入加算 120単位 円/日

看取り介護加算	死亡日以前31日～45日以下	72単位 円/日
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位 円/日
	死亡日の前日及び前々日	680単位 円/日
	死亡日	1,280単位 円/日

※看取り介護加算は死亡月にまとめて算定するため、退去等の翌月に亡くなった場合前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。

入院時費用加算 (当該事業所は、あらかじめ利用者に対して入院後 3 月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び入居できる体制を確保している)

246 単位 円/日 6 日/月 (上限)

注：入院中における家賃および食材料費等の取扱いについて

* 入院期間中の食材料費および光熱水費は提供分の請求を行う。

* ただし、家賃、管理費については定額での請求を行う。

(3) 利用者は、下記に定める費用を負担するものとします。原則として、下記の費用以外の徴収は行いませんが、その他日常にかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者またはその家族に説明に同意を得たものに限り徴収いたします。

食材料費	一日あたり 1, 520円 (朝320円) (昼600円) (夜600円)
家賃	一ヶ月 35, 000円 ※月途中で入退居の場合は日割り計算となります
管理費	一ヶ月 39, 000円 (内、光熱水費 13, 000円) ※月途中で入退居の場合は日割り計算となります
敷金	35, 000円 ※退居時に現状復帰代を差し引いて返金いたします
リネン (寝具類) 一式	一ヶ月 2, 200円 ※リネン業者委託の場合
防水シート	1枚 99円 ※業者委託の場合
理美容代	実費
おむつ代	実費
電気毛布使用電気代	日額 25円
居室テレビ使用電気代	日額 15円
居室個人扇風機使用電気代	日額 10円
ご家族に代わっての通院 同行・ガソリン代	1時間 1, 500円 ※協力医療機関への通院同行には費用はかかりません
救急車で同行	1時間 1, 500円+帰りのタクシー代 (実費)

(ア) 管理費負担分

- ① エレベーター保守点検費
- ② 修繕費引当金
- ③ 共用部分管理費
- ④ 保健衛生費
- ⑤ 水道光熱費

(イ) 個人負担分

- ① 居室部分の寝具等
- ② 衣類
- ③ 化粧品等
- ④ 個人で希望して購入する雑誌、新聞等
- ⑤ 個人の嗜好品
- ⑥ 医療費

10. ご利用料金のお支払い方法

ご利用料金は下記の方法からお選びください。

- 郵貯銀行引き落とし 毎月 9 日または 18 日に引き落とします。
(当日が土日、祝祭日の場合は翌日とします。)
- 中国銀行引き落とし 毎月 10 日または 25 日に引き落とします。
(当日が土日、祝祭日の場合は翌日とします。)
- 銀行振込 中国銀行茶屋町支店 (普) No.2531145
 ゆうちょ銀行 No.01360-5-79524
口座名義：合同会社 総合介護サービス
- 現金持参払

11. 苦情等申し立て先

窓口担当 : 宗田 昌子
電話番号 : 086-523-6166
ご利用時間 : 9:00~17:00
ご利用方法 : 電話、FAX 又は面接にて

受付機関

① 倉敷市役所 介護保険課

所在地	倉敷市西中新田640
電話番号	086-426-3343
受付時間	8:30~17:15 (土日祝日を除く)

② 岡山県国民健康保険団体連合会

所在地	岡山県岡山市北区桑田町17番5号
電話番号	086-223-8811
受付時間	8:30~17:00 (土日祝日を除く)

1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	きたの内科クリニック
院長名	北野 裕一
所在地	倉敷市中庄 1 1 - 1
電話番号	086-423-1114
診療科目	内科・腎臓内科・小児科
入院設備	なし
契約の概要	当施設ときたの内科クリニックとは、施設サービス利用者に対する定期的な診療（通院・往診）、検査、処置等を行う契約を結んでいます。

1 3. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	山内歯科医院
院長名	山内一樹
所在地	倉敷市有城 593
電話番号	086-441-1240
診療科目	歯科
契約の概要	当施設と山内歯科医院とは、施設サービス利用者に対する口腔診療等を行う契約を結んでいます。

1 4. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり、対応を行います。	
近隣との協力	近隣自治会及び地元消防団と、非常時の応援を約束しています。	
平常時の訓練等	設備名称	個数等
防災設備	誘導灯	7箇所
	消化器	3基

1 5. 事故発生時の対応

(ご家族様へ)

- ・ ご提出頂いた緊急連絡先の上から順に連絡させていただきます。
- ・ 最初に連絡がついた時点で当ホームからの連絡は打ち切らせて頂きます。その後の連絡についてはご家族の方でお願いします。
- ・ 緊急連絡先の変更があれば、その都度お知らせ下さい。

(職員へ)

- ・ 緊急時の対応マニュアルに従っての対応施行後、ご家族様への連絡をさせていただきます。
- ・ 職員連絡網にて連絡します。
- ・ 主治医の指示あるいは職員の判断にて救急車での搬送を要請します。

(救急車の利用の仕方マニュアルに従う)

(市町村へ)

- ・ 倉敷消防本部へ連絡します。
- ・ 倉敷市役所へ連絡します。
- ・ 岡山県備中県民局へ連絡します。

16. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

<来訪・面会>

- ・ 原則として面会時間は24時間可能になっておりますが、防犯上17:00～9:00はご遠慮願います。
- ・ 来訪者は、必ずその都度職員に届出いただき、ご記名をいただきます。
- ・ 来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。

<外出・外泊>

- ・ 外出・外泊の際には、所定の用紙にて必ず許可を得てください。
- ・ 保証人の許可・申請が必要になりますのでご了承ください。

<施設内の設備>

- ・ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した使用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

<喫煙>

- ・ 施設内での喫煙はお断りしています。

<飲酒>

- ・ 施設内での飲酒はお断りしています。

<迷惑行為等>

- ・ 騒音等、他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
- ・ むやみに、他の入居者の居室に入らないで下さい。

<所持品の管理>

- ・ 衣類等、身の回りの管理はスタッフが行います。
- ・ 必要物品はご家族でご準備をお願いします。
- ・ 貴重品の紛失の責は負いかねますので、ご家族の管理をお願いします。

<現金等の管理>

- ・ 紛失の責は負いかねますので、ご家族の管理をお願いします。

<宗教活動>

- ・ 施設内で他の入居者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。

<動物の飼育>

- ・ 施設内へは、ペットの持ち込みはお断りしています。

17. 第三者評価の実施状況

<p>事業者が提供しているサービスの内容について、第三者の立場から客観的視点で行われる外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部の評価結果を踏まえて総括的な評価を行うことにより、自らが提供するサービスの質の確保と向上を図ることを目的としています。</p>		
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし
実施日	令和5年10月18日	
実施評価機関名称	特定非営利法人 津高生活支援センター	
結果の開示	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし

(続柄) ④